# 10. 治 安 対 策

# 1 首都東京を守るテロ等対応力の強化

# 1 テロをはじめとする諸外国からの脅威等への効果的対処【最重点】

(提案要求先 警察庁) (都所管局 警視庁)

- (1) テロ対策資器材の充実強化を図ること。
- (2) 爆発物等テロの手段を封じ込める対策を強化すること。
- (3) テロ等重大事案への捜査能力の向上を図ること。
- (4) 諸外国への技術情報等の流出防止対策を強化すること。

### <現状・課題>

近年、新型コロナウイルス感染拡大下においてもISIL等は、刃物や車両等の身近な手段によるテロ事件を称賛するなど、更なるテロの実行を呼び掛けている。また、日本政府もテロの標的として名指しされ、今後も邦人をテロの標的とすることが示唆されるなど、我が国に対する国際テロの脅威が継続する中、ISIL等の過激思想に影響を受けた者によるテロが日本国内で発生する可能性は否定できない。

また、国際情勢が急速に厳しさと複雑さを増し、地政学的緊張が高まる中、我が国の企業、研究機関等が保有する高度な技術情報等は、諸外国の情報収集活動の対象となっており、産学官連携による技術情報等の流出防止対策を推進するとともに、流出に対する取締りを強化することが求められている。

このような情勢の中、我が国の政治・経済・社会の機能が集中し、国際テロ組織等にとって格好の攻撃対象となり得る重要施設や大規模集客施設が多数所在し、かつ、高度な技術情報等を保有する企業、研究機関等が多数所在する首都東京において、テロ対策及び技術情報の流出防止対策を強化することは、国と東京都が連携して対処すべき喫緊の課題である。

- (1) テロの未然防止と事案発生時の事態対処に万全を期すため、最先端技術を 駆使したテロ対策資器材の充実強化を図ること。
- (2) 国内外研究機関による研究成果等について情報収集するとともに、テロ防止 P発用物品等を作成し、民間事業者や地域住民に広く配布するほか、広報 PP を動画を制作し、街頭ビジョン等の媒体を活用した情報発信により、官民が連携したテロ対策を強化すること。
- (3) CBRN鑑識を実現する最新のNBC検知資器材、テロ等重要事案発生時の捜査能力の向上に資する捜査用装備資器材、高度先端技術(8K、5G、AI等)を取り入れた「次世代型採証システム」関連資器材及び高度映像解析システムの導入並びに捜査員の人材育成と能力向上のための必要な財源を確保すること。

(4) 技術情報等の流出防止に向けて、最新情勢の把握、企業、研究機関等との情報共有、流出事案の実態解明に向けた資器材の充実強化、捜査員の能力向上に向けた必要な財源を確保すること。

# 2 テロに備える体制整備

(提案要求先 内閣官房・厚生労働省・原子力規制庁) (都所管局 総務局・福祉保健局)

- (1) テロ対策を総合的に推進するための体制を整備すること。
- (2) 放射性物質、爆薬の原料となりうる薬品等の管理を強化すること。
- (3) NBCRテロ等の災害で必要とされる特殊医療に関する国立 専門センターを設置すること。

### <現状・課題>

世界の各地でテロが頻発しており、日本もテロリストから名指しされている状況にある。さらに、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催への危機管理の視点を踏まえ、テロへの対処を重視して、平成 2 7年3月に東京都国民保護計画の変更を行っているが、首都東京を守る対応力の強化が一層必要となっている。大量殺傷物質(N:核物質、B:生物剤、C:化学剤、R:放射性物質)などが用いられることも考慮しなくてはならない。特に、NBCRテロが発生した場合は、住民にも甚大な被害が想定され、国が総合的に対応力を強化する必要がある。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)に基づく体制に加えて、NBCRテロ等の事案発生から緊急対処事態(大規模テロ)の認定に至るまで、国が総合的に対処する体制を整備し、自治体と国との情報連絡体制やテロ発生時の連携内容を明確化すること。
- (2)研究所・病院等において、放射性物質の保管・管理を徹底するとともに、 爆薬の原料となりうる薬品については、毒物及び劇物取締法(昭和25年法 律第303号)の対象とならないものでも、法令による規制の対象とするな ど、改善策の推進を図ること。
- (3) 災害時において、災害現場に専門医師を派遣し、起因物質の特定や活動部隊への助言及び特異症状から診断を行うための国立の専門センターを首都圏に設置すること。また、治療に当たる医療機関への助言や、高度専門的処置が必要な患者を収容し専門治療を行うこと。平常時は、テロ災害に対する調査・研究・情報収集や医療機関に対する研修、訓練等の指導を行うこと。

# 参考

- (1) テロ対策を総合的に推進するための体制整備
  - ・NBCR攻撃による災害が発生した場合、緊急対処事態認定後であれば、 国が「国民の保護に関する基本指針」(※)に基づき、医療体制の確保等、 NBCRに特有な各種の措置を講じる。
  - ・しかし、事態認定に至らない場合には、災害対策基本法等の法令を適用 し、各自治体が自然災害対策における仕組みにより対処することとなっ ており、この段階における国から自治体への支援及び連携の仕組みが不 明確である。
    - ※『国民の保護に関する基本指針』
      - 第4章 NBC攻撃による災害への対処
      - ○NBC攻撃による災害が発生した場合、内閣総理大臣は、対処基本方針に基づき、関係大臣を指揮して、NBC攻撃に関する迅速な情報収集、被災者の救助、医療体制の確保、迅速な原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定及び除染の実施等汚染の拡大の防止のために必要な措置を講じさせる・・・。
- (2) 放射性物質、爆薬の原料となりうる薬品等の管理強化

爆発物原料の管理強化の動き

(平成21年11月25日 政府の国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本 部資料「主なテロの未然防止対策の現状」等より)

- ・平成17年3月、過酸化水素製剤等の化学物質について、購入目的 に不審な点がある者等への販売自粛など、適切な管理と販売を行う 旨の指導を、薬局・薬店や毒劇物の販売業者等に対して行うよう、 厚生労働省が、都道府県等に通知及び関係業界団体に依頼
- ・平成19年5月、薬局等で購入した過酸化水素製剤等を使用した爆発物の製造を図った者を検挙。同年9月、都道府県等及び関係業界団体に対して、上記通知及び依頼の内容につき再周知
- ・平成20年10月、インターネットを介した過酸化水素製剤等の販売における本人確認の徹底及び警察への協力等について依頼
- ・平成21年12月、爆発物の原料となり得る化学物質の適切な保管 管理の徹底等について、関係業界団体に依頼
- (3) NBCRテロ災害発生の総合的に対処できる専門機関が存在しない。
  - ①NBCRテロ災害発生の総合的に対処できる専門機関とは
    - ・NBCRテロ災害すべてに対応
    - 災害現場での指導助言
    - ・患者を収容し専門治療

- ②NBCRに関する既存の専門機関は個別対応のみ
  - N·R:独立行政法人 放射線医学総合研究所 (千葉県稲毛区)
  - ・国の三次被ばく医療の中心機関で高度専門的な除染及び治療を実施
  - ・全国の地域被ばく医療機関に対し必要な支援及び助言を行う機関
  - ・緊急被ばく用医療施設4床保有
  - B:国立感染症研究所(新宿区戸山)
  - ・感染症を制圧し、国民の保健医療の向上を図る予防医学の立場から、 広く感染症に関する研究を総合的に行う機関
  - ・医療施設は有していない。
  - C:財団法人 日本中毒情報センター(つくば市)
  - ・化学物質や動植物の成分によって起こる急性中毒について、治療に必要な情報の収集・問い合わせに対する情報提供を行う。
  - ・医療施設は有していない。

2 重要インフラ等に対するサイバー攻撃対策の強 化【<sub>最重点</sub>】

> (提案要求先 警察庁) (都所管局 警視庁)

- (1) サイバーテロ対策協議会を開催し、必要な情報を共有すること。
- (2) サイバー攻撃の発生を想定した官民共同訓練の実施による緊急対処能力の向上を図ること。
- (3)情報セキュリティ事業者等の知見を活用すること。
- (4) サイバー攻撃対策に従事する捜査員の能力向上や情報収集を 行うこと。
- (5) サイバー攻撃対策に関する装備資器材の充実強化を図ること。

### <現状・課題>

近年、国内外において政府機関等に対するサイバー攻撃が発生しているところ、 我が国の政治・経済・社会の機能が集中する首都東京でサイバーテロ等が発生し た場合は、都民、国民の生活や社会経済活動だけでなく、国の治安、安全保障に も重大な支障を及ぼすおそれがある。

令和3年中は、国内の政府機関等が外部からの不正アクセスを受け、職員の個人情報等が窃取された可能性のある事案が相次いで確認されたほか、サイバー攻撃事案に関する各種捜査により、中国人民解放軍が我が国に対する各種情報収集を実行している可能性が高いことが判明するなど、極めて深刻な情勢が続いている。

これらの状況を踏まえると、国と東京都が緊密に連携して、①平素から官民が最新の情報を共有し防御力を高める、②官民が連携して事案対処能力を高め、被害の発生と拡大を防止する、③サイバー攻撃事案の捜査及び攻撃者・手口に係る実態解明を推進するといった総合的な取組を強化することが、喫緊の重要課題となっている。

- (1) 重要インフラ事業者等で構成されるサイバーテロ対策協議会を開催し、民間有識者による講演、参加事業者間の意見交換や情報共有等を行うこと。
- (2) サイバー攻撃の発生を想定した官民共同の訓練を実施(外部委託)し、実

機を使用した事案対処等を行うことで緊急対処能力を高めること。

- (3)情報セキュリティ事業者等の優れた知見をサイバー攻撃の事案対処に活用すること。
- (4) サイバー攻撃対策に従事する捜査員に対する研修を実施して対処能力の向上を図るほか、海外のセキュリティ事業者等との連携による情報収集を行うこと。
- (5) サイバー攻撃の実態解明に必要な装備資器材の充実強化を図ること。

# 3 総合的な治安対策の充実・強化

# 1 治安対策の充実・強化【最重点】

(提案要求先 警察庁) (都所管局 警視庁)

- (1) 首都警察特別補助金を増額すること。
- (2) 新たなICTの活用を見据えた警察情報管理システムの基盤整備を図ること。
- (3) 国際海空港等における水際対策の推進を図ること。
- (4) 警察活動における人的基盤の強化を行うこと。

### <現状・課題>

令和3年中の都内における刑法犯認知件数は、7万5,288件で、犯罪抑止総合対策を開始した平成15年以降から19年連続で減少し、戦後最小を記録した。これは、戦後最悪であった平成14年に比べて75%減少したことになり、各種取組の成果が着実に現れていると言える。

しかしながら、本年1月に発表された「都民生活に関する世論調査」における「都政への要望」の中で、「治安対策」は、高齢者対策に次いで挙げられ、依然として高い割合を占めている。これは、極めて厳しい状況が続いている振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺、深刻な社会問題となっている児童虐待事案を含む人身安全関連事案、登下校中の児童が犠牲となった交通事故の発生等のほか新たに「コロナ禍」に乗じた犯罪も発生するなど、都民が治安の回復を十分に実感するに至っていないことを意味している。

また、こうした状況の下、深刻化するサイバー空間の脅威への対処等をはじめ、個々の犯罪一つ一つが悪質化、巧妙化、潜在化するなどして、治安対策に係る負担は、従前と比べてむしろ増大している。

加えて、警視庁は、国会等の重要施設が集中する首都の治安維持を担う警察としての特殊性を有していることから、潜在的に他の道府県とは比較できない膨大な警察事象を抱えているほか、近年、日本各地に甚大な被害をもたらす台風等の暴雨災害に際しては、警視庁管内はもとより、警察官を被災地に派遣し、救助活動や行方不明者の捜索を行うなど、日本警察の中核として、日本全体の治安維持に当たる責務も担っている。

(1) 現行の警察法施行令(昭和29年政令第151号)第3条第4項の定めでは、首都警察の任務遂行に関する特殊事情を参酌し、国が所要額の一部を補助することとなっていることから、超過勤務手当の補助として昭和44年度から昭和54年度までは10億円、昭和55年度から15億円が交付されているところであるが、近年、我が国に対するテロ攻撃の脅威の高まりや東京を取り巻く社会情勢の変化等により首都警察としての業務負担が著しく増大しており、治安対策を一層強化する必要があることから、首都警察の財政需

要について適正な負担を求める。

(2) 各種犯罪や交通事故の未然防止を図るため、各種防犯活動及びパトロール活動を行っているところ、これまでは、警察官個々の経験等に基づき、様々な方法で各種防犯活動及びパトロール活動を行っている状況にある。

より効果的に犯罪や交通事故を抑止していくためには、ビッグデータ・A I などの新たな I C T を活用し、より高度な分析を行い、防犯活動等に効果的な場所、方法等を考えていく必要がある。また、交通管制や雑踏警備・災害警備等の各種警察活動においても、新たな I C T を活用して状況を予測することで、対応策の決定等を迅速かつ効率的に支援する必要がある。

そこで、新たなICTの活用を見据え、警察情報管理システムの基盤整備を図ることが必要である。

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、外国人入国者数は一時的に減少しているが、覚醒剤などの薬物密輸入形態が、旅行客等を装い身体に巻き付ける携帯型から、国際郵便や貨物を悪用する形態に変化するなどし、様々な手口により薬物が海外から流入している。また、若年層による大麻の乱用拡大が深刻化しているほか、盛り場を中心とした違法薬物の所持・施用事犯が後を絶たず、都内の薬物情勢は依然として厳しい状況である。

今後の国際的な人の往来再開により、更なる違法薬物の国内流入が懸念されるため、違法薬物密輸入事犯及び外国人が嗜好するコカイン等の違法薬物所持事犯等の取締りに資する装備資機材の充実強化を図る必要がある。

(4) 警視庁には、平成27年度に71人、平成28年度に83人、平成29年度に60人の地方警察官の増員が行われるなど、人的基盤の強化を図っているところではあるが、治安情勢が一段と厳しくなる中においても、多岐にわたる警察活動を効果的に推進し、「世界一安全な都市、東京」を実現するため、可及的速やかに人的基盤の強化を実現する必要がある。

### <具体的要求内容>

- (1)現行の15億円から25億円に増額すること。
- (2) 各種警察活動の高度化・迅速化・効率化を図るため、新たなICTの活用 を見据え、警察情報管理システムの基盤整備を図ること。
- (3) 違法薬物の流入による治安悪化を防ぐ対策の一環として、
  - 携帯型薬物特定システム
  - 薬物予試験試薬

等の装備資機材の充実強化を図ること。

(4) 「世界一安全な都市、東京」を実現するため、更なる人的基盤の強化を行うこと。

# 2 暴力団の対立抗争等への警戒、取締りの強化【最重点】

(提案要求先 警察庁) (都所管局 警視庁)

暴力団の対立抗争等の警戒、取締り強化を推進するため、捜査活動に資する装備資機材の充実強化を図ること。

# <現状・課題>

暴力団情勢については、六代目山口組と神戸山口組の対立抗争に起因するとみられる銃器を使用した襲撃事件が全国で相次ぎ、9府県の公安委員会が両団体を「特定抗争指定暴力団等」に指定しており、今後、対立抗争がエスカレートした場合、都内に所在する暴力団事務所等が対立抗争のターゲットとなり、都内においても、銃器を使用した対立抗争事件の発生が懸念される。

このような情勢を踏まえ、当庁では、各団体傘下組織事務所等の関連箇所に対する警戒、視察を強化し動向を注視しているところであるが、今後も、対立抗争の未然防止や発生時の早期対応、保護対策の徹底等により、都民、国民の安全確保に万全を期すため、捜査活動に資する装備資機材の充実強化が必要である。

# <具体的要求内容>

暴力団の対立抗争事件等の警戒及び取締り、保護対象者の安全確保のため、装備資機材の充実強化を図ること。

# 3 大規模災害対策の推進【最重点】

(提案要求先 警察庁) (都所管局 警視庁)

- (1) 災害対策資機材の充実強化を図ること。
- (2)回転翼航空機の柔軟な調達について検討すること。
- (3) 大規模災害等発生時における緊急通報 (110番通報) の受理機能及び無線指令機能を確保すること。

# <現状・課題>

(1)警視庁では、時間と場所を選ばずに発生する災害等に素早く対応するため、 高度な救助技能を有する部隊を編成し、災害等に迅速・的確に対応するため の体制を構築している。

また、都内で発生する災害はもとより、東日本大震災をはじめとした、国内・海外を問わず発生する大規模災害等にもこれらの部隊を派遣し、救出・救助活動を行っている。

このように、大規模災害等が発生すれば即時に対応を求められているほか、首都直下地震はいつ発生してもおかしくないと指摘されている状況であることから、常に万全の資機材を備えておく必要がある。

- (2)全国的な災害の激甚化・頻発化に伴い、警視庁航空隊を地域部から警備部へ移管するなど、回転翼航空機の広域的な運用を実施していくこととなり、その運用は、迅速・的確かつ、間隙を生じさせないことが必要とされている。しかし、回転翼航空機は保有していない型式の機体が配備された場合、操縦士や整備士の教育訓練等のために予算と期間を必要としており、運用に間隙が生じるおそれがあることから、既に操縦が可能な現有機体と同型式の機体が配備されることが望ましい。
- (3) 警視庁における110番通報の受理は、23区内及び島しょ部からの通報を受理する本部指令センター(警視庁本部庁舎4階、千代田区霞が関)と多摩地区からの通報を受理する多摩指令センター(警視庁多摩総合庁舎4階、立川市緑町)の2箇所で行っており、管轄警察署、警ら用無線自動車及び地域警察官への無線指令も併せて行っている。

大規模災害等の発生により、警視庁本部庁舎又は警視庁多摩総合庁舎のどちらか一方が倒壊した場合は、もう一方の指令センターにおいて、警視庁全域からの110番通報の受理と無線指令を行うこととしているが、110番通報した際の接続先(警視庁の場合は、本部指令センターと多摩指令センター)や、これを変更するために要する時間については、110番通報者に回線を提供している電気通信事業者の設定、設備及び体制等に左右されることから、間隙のない切替えを実現させることが必要である。

- (1) 首都直下地震、風水害等の大規模災害に係る危機管理体制を強化するため、 最先端技術を駆使した災害対策資機材の充実強化を図ること。
- (2)回転翼航空機の迅速・的確な運用に間隙を生じさせないため、回転翼航空機の柔軟な調達について検討すること。
- (3) 平時から大規模災害等に備え、新たな技術革新に基づく最先端の技術や装置を活用するため、可能な限りの方策を総合的に検討するほか、110番通報の接続先を変更させる必要が生じた際における間隙のない切替えを実現させるため、機器の整備を行うとともに、電気通信事業者に対し、大規模災害発生時等において切替えが確実に行える態勢の確保を求めること。

# 4 薬物乱用根絶等に向けた対策の強化【最重点】

(提案要求先 警察庁) (都所管局 警視庁)

- (1)薬物乱用根絶に向けた広報啓発活動を強化すること。
- (2) 薬物再乱用防止対策を推進するための財源を確保すること。

### <現状・課題>

都内における薬物事犯被疑者の検挙人員は、平成17年をピークに漸減傾向に あったものの、平成26年から増加に転じ、令和3年中は、2,455人と前年 比で増加しており、依然として根強い薬物の供給・需要実態が認められる。

特に、都内の大麻事犯における検挙人員は、コロナ禍の令和2年を除いて近年 増加し続け、そのうち30歳未満の年齢層の占める割合が7割を超え、極めて深 刻な事態となっている。

警視庁では、薬物乱用防止を目的とする視聴覚DVDを作成し、各警察署に配布するとともに、YouTube 警視庁公式チャンネル内で公開している。また、昨今の大麻に係る誤った情報の氾濫に対し、警視庁ホームページ及びツイッターに大麻の危険性をまとめた「NoMore 大麻」を掲載するなど、インターネットやSNSなどのメディアを通して青少年を含む都民に対し広く薬物乱用防止を訴えている。さらに、各学校や企業を対象に、リモートを活用したコロナ禍における薬物乱用防止講座を実施するなど、各種広報啓発活動を推進しているところである。

また、令和2年における全国統計では、覚醒剤事犯検挙被疑者の約7割が再犯者であるという現状を踏まえ、警視庁では、『NO DRUGS警視庁』と銘打ち、薬物再乱用防止に向けたセミナーを実施している。これは、「再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)」及び「再犯防止推進計画(平成29年閣議決定)」において、再犯の防止等に関し、地域の状況に応じた施策策定等が地方公共団体の責務と規定された上、平成31年3月には「東京都薬物乱用対策推進計画」が改定され、薬物問題を抱える人への相談・支援体制の充実等が規定されたことによるものである。よって、今後、国、都及び市区町村、さらには、相談機関、医療機関、自助活動を実施している民間機関等との連携を一層強化し、薬物再乱用防止対策を推進していく必要がある。

警視庁では、関係機関と連携した研修会等を積極的に開催していくとともに、若年層をターゲットとした広報啓発活動、関係機関の専門家等による薬物依存症に関する普及啓発講演、薬物再乱用防止対策に効果的な唾液による簡易薬物検査キットを導入したセミナー等の充実を図っていく必要がある。

- (1) テレビ放送のみならず、インターネット・SNS等幅広い層が視聴するメディアを活用するなど、違法薬物の危険性・有害性を周知させる広報啓発活動の推進を図ること。
- (2) あらゆる薬物再乱用防止対策の充実に向けた財源を確保すること。

# 5 子供・女性等の被害防止に向けた対策の強化【最重点】

(提案要求先 警察庁) (都所管局 警視庁)

子供・女性を犯罪から守るため、各種広報啓発活動を推進すること。

# <現状・課題>

令和3年中は、児童虐待事案における児童相談所への通告数が過去最高になり、 都内のストーカー事案や配偶者からの暴力事案 (DV) 等の相談件数が高水準で 推移するなど、人身安全関連事案を取り巻く情勢は依然として厳しい状況にある。

また、子供がSNSを介して福祉犯罪等の被害に遭う事案や「JKビジネス」に関連して性的被害に遭う事案が依然として後を絶たないほか、女性の意に反してアダルトビデオへの出演を強要するなどの女性に対する人権侵害も問題となっている。

さらに、近年、登下校中の子供等が襲われる事件が発生するなど、子供や女性が被害者となる犯罪の発生が社会に大きな不安を与えている情勢を踏まえ、子供や女性をはじめとする都民、国民の生命、身体及び財産の保護の観点から、警察として積極的に対策を講じる必要がある。

警視庁では、ストーカー・DV等の人身安全関連事案はもとより、子供・女性に対する犯罪に対して、各種法令を適用した厳正な取締りを行っているほか、平成30年6月、「登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議」において決定された「登下校防犯プラン」に基づき、通学路における子供の安全確保のための対策を推進している。

また、令和4年4月1日から民法の一部を改正する法律(平成30年法律第59号)が施行され、成年年齢が20歳から18歳に引下げとなる。これにより、アダルトビデオ出演強要及び「JKビジネス」問題等、若年層の性暴力被害の深刻化が懸念される。

これら諸問題に対しては、警察のみならず関係行政機関、民間団体、業界団体等と連携した広報啓発活動を推進する必要がある。

# <具体的要求内容>

ストーカー・DV、児童虐待等の人身安全関連事案対策をはじめ、アダルトビデオ出演強要・「JKビジネス」に係る犯罪被害及びSNSの利用に起因した犯罪被害の防止対策のほか、通学路等における子供の安全確保対策や成年年齢引き下げに係る若年層の性暴力被害予防など、子供や女性を犯罪から守るための各種広報啓発活動を関係行政機関、民間団体及び業界団体等と連携して推進すること。

# 6 特殊詐欺の被害防止に向けた対策の強化【最重点】

(提案要求先 警察庁) (都所管局 警視庁)

- (1) 特殊詐欺の被害防止に向けた広報啓発活動を強化すること。
- (2) 特殊詐欺の被害防止に資する機器を充実強化すること。

# <現状・課題>

特殊詐欺は、主に高齢者を言葉巧みにだまして財産を奪う卑劣な犯罪であり、その被害は都内だけでなく全国的に発生し、都民、国民の体感治安を悪化させる大きな要因となっている。

被害を防止するためには、都民、国民に対して、「犯人からの電話に出ない」ことが被害防止につながることや、最新の手口や手段などを的確に把握して、分析した情報の効果的な広報啓発により、広く国民に周知することが不可欠であることから、全国放送のテレビ、ラジオなどの主要メディアを活用した大規模な実施が必要である。

また、それと並行して、高齢者の子・孫世代に対し、詐欺被害から親を守るための「AI型特殊詐欺対策アダプタ」をはじめとする「特殊詐欺被害防止機器」等の設置に向けた働きかけも、今後、必要不可欠と考える。

このことは、特殊詐欺やアポ電をきっかけとした強盗事件等の被害防止のためにも、国において、機器の充実強化を図ることが望まれる。

#### <具体的要求内容>

- (1) 高齢者をはじめ、特に子・孫世代に対して、テレビやラジオ放送等の広域かつ多数が視聴するメディアを活用するなど、特殊詐欺の最新の手口や手段等を、スピード感をもって、的確に周知するための広報啓発活動を推進すること。
- (2) 特殊詐欺の被害を防止するため、高齢者宅に設置する「特殊詐欺被害 防止機器」等の充実強化を図ること。

# 参考

# 【令和3年中の特殊詐欺被害状況(暫定値)】

都内 認知件数 3,319件(前年比+423件、+14.6%)

被害金額 約 66.2 億円(前年比+約 2.8 億円、+4.4%)

全国 認知件数 14,461件(前年比+911件、+6.7%)

被害金額 約 278.1 億円 (前年比+約 7.1 億円、+2.5%)

# 7 サイバーセキュリティ対策の充実・強化【最重点】

(提案要求先 警察庁) (都所管局 警視庁)

サイバーセキュリティ対策に関する広報啓発活動等を推進する ために必要な財源を確保すること。

### <現状・課題>

DX等に伴い、サイバー空間は公共化しており、社会経済活動の場として、広く国民に開かれ、利活用される公共施設の役割を担っている。

一方で、令和3年に警察庁が実施した治安に関するアンケートにおいて、サイバー犯罪の被害に遭う危険性について「不安を感じる」又は「ある程度不安を感じる」との回答が79.4%に上り、サイバー空間に国民が抱く不安感は高まっている。また、警察庁公表の「令和3年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について(速報版)」(令和4年2月10日警察庁広報資料)によれば、

- 令和3年中の警察によるサイバー犯罪の検挙件数が過去最多を記録
- 警察庁が国内で検知した、サイバー空間における探索行為等とみられるアクセス件数が増加
- データの暗号化のみならず窃取を敢行し、「対価を支払わなければ当該データを公開する」などと更に金銭を要求する二重恐喝を行う等のランサムウェアによる被害が増加

等しており、さらには、実在のサービス等をかたって個人情報を詐取するフィッシングについては、フィッシング対策協議会が受けた令和3年中の報告件数が、前年比2倍以上に急増しており、サイバー空間をめぐる脅威は、極めて深刻な情勢が続いている。

以上の情勢を踏まえ、サイバー犯罪による被害を防止し、サイバー空間の安全 を確保するためには、警察による取組のみならず、インターネットを利用する国 民一人一人のサイバーセキュリティ意識の向上と民間事業者等における自主的な 被害防止対策の促進が不可欠となっている。

警視庁では、各警察署による管内住民への広報啓発、都内全ての区市町村及び 商工会議所等と締結した協定に基づき中小企業支援を実施する等、広報啓発活動 等を強力に推進している。

しかし、サイバー空間には都道府県の境がなく、社会全体のサイバーセキュリティ意識を向上させるためには、全国各地から国民が集まる首都・東京において、都民のみならず、国民への波及効果がある広報啓発活動等を積極的に推進していく必要がある。

### <具体的要求内容>

国民のサイバーセキュリティ意識を更に醸成するため、

- (1) グッズやポスター等の視覚に訴える広報啓発用アイテムの制作
- (2) サイバー犯罪の手口や基本的対策などをわかりやすく解説した啓発用映像

を制作し、広く国民の目に触れるトレインチャンネルや街頭ビジョンで放映するなど、街にあふれる発信チャンネルを活用した大規模な広報啓発イベントの開催

(3) 実際にパソコンに触れながらマルウェア感染の体験・対処ができる中小企業者を対象とした実践型セミナーの実施

等、サイバーセキュリティ対策に関する広報啓発活動等を強化・推進するために 必要な財源を確保すること。

# 8 特例施設占有者に対する権限行使の義務化

(提案要求先 警察庁) (都所管局 警視庁)

特例施設占有者の権限行使を義務付けること。

# <現状・課題>

令和元年まで、拾得物取扱量が急増し、令和元年中は都内において約415万件という過去最多の数字を記録するなど、拾得物取扱件数が増加し続けている状況にあった。

令和3年は、コロナウイルス感染症の影響で、約282万件、前年比約3割減であったが、影響が小さくなれば、令和元年中の拾得取扱件数に戻るものと思料される。

そこで、遺失物業務に係る事務の見直し等を実施することが当庁としての課題となっているが、とりわけ、施設占有者からの届出が全拾得物の約8割を占め、そのうち特例施設占有者(鉄道、バス及び航空等)が約4割を占める現状にある。

特例施設占有者は、拾得物を自ら保管し、返還等ができることとされているが、 そのほとんどは、これによらず警察署に提出している状況であり、警察署の大きな 負担となっている。

#### <具体的要求内容>

特例施設占有者に対し、遺失物法(平成18年法律第73号)において拾得物の保管、返還等の一連の手続を原則義務付けるなどの制度改正を行うこと。

# 9 外国人犯罪対策の推進

# (1) 不法就労対策の強化

(提案要求先 出入国在留管理庁・厚生労働省) (都所管局 生活文化スポーツ局・警視庁)

- (1) 不法就労などに係る偽装滞在者を発見、摘発するための入国 審査、在留審査等を強化すること。
- (2) 外国人雇用状況の届出が適正になされるよう、関係機関が連携して実効性のある対策を行うこと。

### <現状・課題>

(1) 不法残留者は、令和4年1月1日現在、依然として約6万7千人おり、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、外国人の新規入国者が大幅に減少しているものの、制限が段階的に解除されており、今後、不法残留者が増加する可能性がある。

また、偽装結婚、偽装留学、偽装就労など、偽変造文書や虚偽文書を悪用するなどして身分や活動目的を偽って在留許可を受けた偽装滞在者による、不法就労の増加が懸念されている。

- こうした偽装滞在者は、不法入国者、不法残留者などの不法滞在者と同様に、公正な労働市場を侵害し、偽装滞在に加担する雇用主やブローカーに不正な利益をもたらすばかりでなく、治安の悪化につながることから、不法滞在者対策と併せて偽装滞在者対策の強化が必要である。
- (2) 偽装滞在者や不法滞在者の多くが不法就労を行っていると言われており、 現在、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、外国人の新規入国 者が制限されているものの、現在、入国制限が段階的に緩和されており、不 法就労を目的とする外国人入国者の増加も懸念される。こうした外国人を低 廉な労働力として雇い入れ、不法就労を助長する悪質な雇用主が存在するこ とから、不法就労を防止し、適正な雇用を推進する必要がある。

#### <具体的要求内容>

- (1) 不法に就労する偽装滞在者を発見、摘発するため、入国審査、在留審査、 実態調査及び違反調査を強化すること。
- (2) 外国人雇用状況の届出を怠ることや虚偽の届出を防ぐため、関係機関が連携して届出制度の周知、徹底を図ること。

また、悪質な違反者に対しては、厳正に対応するとともに、罰則の引上げや行政処分の導入など実効性のある対策を行うこと。

# (2) 留学生を受け入れる教育機関への指導強化

(提案要求先 出入国在留管理庁・外務省・文部科学省) (都所管局 生活文化スポーツ局・警視庁)

留学希望者に対する厳正かつ的確な事前調査を行うとともに、留 学生の所属する教育機関に対し、適正な受入れ及び在籍管理を義務 付ける法律を整備すること。

### <現状・課題>

留学生の中には、不法就労等、本来の入国目的から逸脱する者が依然として存在し、留学生の所属する教育機関の中には、不法就労を助長していると疑われかねないものも存在する。

現在、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、日本への留学生が減少しているものの、感染症の流行が収束した折には、今後も、国の外国人留学生の戦略的な受入れの推進に伴い、留学生が更に増加することや、所在不明者や所在不明を理由とした除籍者が多く発生していることなどが課題となっていることを踏まえ、今まで以上に留学生の適正な受入れ及び在籍管理を徹底する必要がある。

- (1) 留学生として、その本来の目的に合致した生活基盤を有しているか否かを 確認するため、留学希望者に対する厳正かつ的確な事前調査を関係機関が連 携して行うこと。
- (2) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に基づき、留学生の在留管理を確実に行うとともに、留学生の所属する学校教育法(昭和22年法律第26号)に定めのある教育機関に対し、適正な受入れ及び在籍管理を義務付ける実効性のある法律を整備すること。
- (3) 学校教育法に定められていない日本語教育機関に対し、適正な受入れ及び 在籍管理を行うよう義務付け、国において指導監督できるよう法律を整備し て、実態調査等を徹底すること。

# 4 鉄道におけるセキュリティ確保の取組の推進

(提案要求先 国土交通省) (都所管局 都市整備局)

鉄道におけるセキュリティ確保の更なる徹底を図るための必要な 措置を講じること。

### <現状・課題>

国においては、昨年8月に小田急線車内において発生した、乗客が他の乗客を 刃物で切り付ける傷害事件を受け、9月に「小田急線車内傷害事件の発生を受け た今後の対策について」を取りまとめるなど、鉄道事業者と連携して、鉄道にお けるセキュリティ確保の取組を進めてきた。

しかし、昨年10月末、京王電鉄京王線の車内においても同様の痛ましい傷害事件が発生した。事件の再発を受け、昨年12月に国は「京王線車内傷害事件等の発生を受けた今後の対策について」を取りまとめ、乗客の安全な避難誘導の徹底や、非常通報装置の表示の共通化等を順次実施するとともに、車内の防犯カメラなどの設備の充実についても検討を進めていくこととした。

新型コロナウイルス感染症の拡大による旅客需要の減少などに伴い、各鉄道事業者は厳しい経営状況下に置かれているが、鉄道は都民の社会活動や日常生活を支える重要な公共交通であることから、鉄道事業者による鉄道のセキュリティ確保の更なる徹底を着実に推進し、速やかに利用者の安全・安心を確保していく必要がある。

### <具体的要求内容>

鉄道事業者によるセキュリティ確保の更なる徹底を速やかに実現していくため、巡回や警戒添乗、車内などへの防犯カメラの増備による警戒監視の徹底等の対策の実施を引き続き指導するとともに、事業者の取組を促進するための必要な措置を講じること。

# 5 再犯防止施策の充実

(提案要求先 法務省) (都所管局 生活文化スポーツ局)

- (1) 国において、再犯防止施策に主体的に取り組むこと。 また、再犯防止施策の実施主体及び具体的内容を、新たに策 定する再犯防止推進計画などにおいて明確にするとともに、地 方公共団体の理解を得て施策を進めること。
- (2)区市町村における地方再犯防止推進計画策定など、地方公共 団体が再犯防止施策を推進するに当たり、国において必要な支援を行うこと。
- (3) 保護司をはじめとする民間協力者が活動しやすい環境を整備すること。

# <現状・課題>

都内刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合は約半数であり、また刑法犯の犯罪 少年に占める再犯者率は近年微増傾向にあり、11年連続で3割を超えているな ど再犯の抑止への取組の重要性が増している。

こうした中、国においては、平成29年末に再犯防止推進計画(以下「推進計画」という。)を閣議決定した。推進計画では、再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号。以下「推進法」という。)第2章に基づき、「就労・住居の確保等」や「保健医療・福祉サービスの利用の促進等」、「地方公共団体との連携強化等」など、7つの重点課題ごとに具体的施策が盛り込まれている。

推進法第2章第1節では、国の施策が規定されているが、これらの中には、従前から地方公共団体が実施主体となり、犯罪をした者か否かにかかわらず、住民に提供している各種サービスが含まれている。同章第2節では、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じ、施策を講ずるように努める旨、規定されている。しかし、推進計画では、各施策の実施主体やその具体的な内容が明確に示されていない事項が多く、特に、第1節に対応した課題に関する各施策については、国と地方公共団体との役割分担が明確でない。また、推進法第8条では、都道府県及び市町村に対する地方再犯防止推進計画策定の努力義務が規定されており、都は令和元年7月に「東京都再犯防止推進計画」を策定したところであるが、都内区市町村において計画を策定した地方公共団体はわずかにとどまっており、地域において継続的な支援を受けることが必要な者がいることから、区市町村での体制整備が必要である。

さらに、再犯防止を推進するためには、行政の取組に加え、民間協力者が活動 しやすい環境を整備することが不可欠である。

- (1) 再犯防止施策推進のため
  - ① 国が主体的に再犯防止施策の充実・強化に取り組むこと。
  - ② 国・都道府県・区市町村とが連携して再犯防止施策に取り組めるよう、施策の実施主体や具体的内容を、新たに策定する計画などにおいて明確にするとともに、都道府県及び区市町村の理解を得て施策を進めること。
- (2) 区市町村における地方再犯防止推進計画の策定など、地方公共団体が再犯防止施策を推進するに当たり、国において必要な支援を行うこと。
- (3) 各地域において更生保護の取組が促進されるよう、犯罪をした者等の立ち直りに取り組んでいる保護司をはじめとした民間協力者への活動支援を充実させること。

# 6 国民保護事案に関する対策の推進【最重点】

(提案要求先 内閣官房・消防庁・外務省・防衛省) (都所管局 総務局)

- (1) 我が国の平和と安全を守り、核・ミサイル問題の解決を図るために、国際社会と緊密に連携し実効ある措置を講じること。
- (2) 北朝鮮のミサイル発射や核実験に関しての情報収集、地方公共団体や国民に対しての情報提供を的確かつ迅速に行うこと。
- (3) 国民に対して普及啓発を積極的に行い、国民保護の事態に応じた対応に関する理解を一層促進すること。
- (4) 国が推進している緊急一時避難施設の指定について、国の管理する施設を積極的に開放するとともに、都の指定が進むように取組を支援すること。
- (5) EMP (電磁パルス) 攻撃、生物・化学攻撃について、被害 予測や対策などを的確に実施するとともに、地方公共団体など に対しても情報提供を行うこと。
- (6) 武力行使に至らない武装工作員等による不法活動等に対して、その対処体制を万全にするとともに、国民保護活動が円滑に行われるよう、地方公共団体に必要な支援を行うこと。

### <現状・課題>

北朝鮮は、平成28年から平成29年にかけて弾道ミサイル発射を繰り返し、 日本の排他的経済水域や太平洋上に落下する事態もたびたび生じており、一部の 地域においてはJアラートによるミサイル発射情報の伝達が行われた。

また、平成29年9月3日には6回目の核実験を強行するなど、こうした北朝 鮮の挑発行動は北東アジア及び国際社会の平和と安全を著しく損なうものである。

北朝鮮は平成30年4月に核実験と大陸間弾道ミサイル発射実験中止、北部の核実験場廃棄を宣言し、その後、南北首脳会談、米朝首脳会談が実施された。これらの会談では、朝鮮半島の完全な非核化に向け取り組むこととしたものの、いまだ米朝間で合意に至っていない。このため、非核化や既存ミサイルの廃棄が実現されたわけではないことに加え、令和元年5月以降、北朝鮮は短距離弾道ミサイル等の発射を繰り返すなど、我が国は依然として北朝鮮の脅威に見舞われている。

さらに、今般のロシアによるウクライナ侵攻では、ミサイル攻撃に加えて、核 兵器や生物・化学兵器の使用や武力行使に至らない不法行動など、様々な脅威が 明らかになった。人口が密集し、通信・電力等のインフラが集中する首都東京に おいては、これらの脅威が都民の安心・安全はもとより、国家機能の維持に死活 的な影響を及ぼす。

こうした状況を踏まえ、国民等が安心して住み、働き、訪れることができるよう、国民保護事案に関する対策の推進に万全を期することが必要である。

### <具体的要求内容>

- (1) 我が国の平和と安全を守り、核・ミサイル問題の解決を図るために、国際社会と緊密に連携し実効ある措置を講じること。
- (2) ミサイルの発射時刻や種別、方向、着弾地点など、ミサイルに関する詳細な情報及び核実験に関する情報について、的確に情報収集を行うとともに、地方公共団体に対して迅速に情報提供を行うこと。あわせて、国民に対しても同様に迅速な情報提供を行うこと。
- (3) 国民に対して国民保護に関する措置の重要性について普及啓発を積極的に行い、弾道ミサイル発射など、具体的な事態に対する理解を促進すること。
- (4) 爆風等からの直接的な被害を軽減するための緊急一時避難施設の指定が進むよう、国有施設を積極的に開放すること。加えて、民間施設の協力が得られるよう、施設管理者との調整に必要な事項について一層の情報提供を図るなど、指定促進に向けた取組を支援すること。
- (5) EMP攻撃や生物・化学攻撃については、国民の生命・財産や国民生活に不可欠な社会的インフラに対し、広範囲にわたり多大な影響を及ぼすことが懸念される事案であり、国として対応すべき課題である。そのため国は検討を加速化させ、被害や国民生活への影響を予測し、対策について的確に実施するとともに、早急に地方公共団体や国民に対しても情報提供を行うこと。
- (6)国は、武力行使に至らない武装工作員等による不法活動等を未然に防止し、 発生時に迅速かつ有効に対処するための体制を万全にするとともに、地方公 共団体が行う避難誘導などの国民保護活動が円滑に行われるよう、必要な支 援を行うこと。

# 参考

- 北朝鮮による核実験・弾道ミサイル発射の最近の状況 【核実験実施】
  - 平成29年9月3日(6回目)
  - 平成28年9月9日(5回目)
  - 平成28年1月6日(4回目)

など

# 【弾道ミサイル等発射】

- 令和元年5月4日以降、令和4年5月12日まで(短距離弾道ミサイル 等を合計32回、54発発射)
- 平成29年11月29日(排他的経済水域に着水)
- 平成29年9月15日(日本上空通過、北海道など一部地域で全国瞬時 警報システムが鳴動)
- 平成29年8月29日(日本上空通過、北海道など一部地域で全国瞬時 警報システムが鳴動) など
- 朝鮮半島の非核化に向けて実施された主な会談
  - 平成30年4月27日 南北首脳会談(朝鮮半島の完全な非核化実現を目標とした「板門店宣言」 署名)
  - 平成30年6月12日 米朝首脳会談(シンガポール)(朝鮮半島の完全な非核化に取り組む「共 同声明」署名)
  - 平成31年2月27日、28日 米朝首脳会談(ベトナム・ハノイ) (非核化に向けた交渉決裂)
  - 令和元年 6 月 3 0 日 米朝首脳会談(板門店)(非核化交渉の再開に合意)